

## 令和4年度第5回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年8月5日（金）13時30分～14時10分
2. 開催場所 東金中央コミュニティセンター 講堂
3. 議案  
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の承認について 2件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について 10件  
議案第3号 農地の競売に対する買受適格証明願の承認について 2件  
議案第4号 農業経営改善計画について 再認定3件  
議案第5号 農用地利用集積計画について 利用権設定4件
4. 報告  
報告第1号 地法第18条第6項の規定による通知について 1件  
報告第2号 地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について 5件
5. 出席委員 14名  
会長：12番池田繁雄、1番大木宏之、2番秋山美徳、3番岩柳美智夫、  
4番細谷修、5番斉藤ひろ子、6番川野英一、7番農宮弘子、  
9番篠崎輝武、10番戸田敏一、11番吉井亨、13番市原勉、  
14番平山光子、15番日暮俊雄
6. 欠席委員 1名  
8番板倉善紀
7. 事務局 羽生田事務局長、小川主査
8. 議事録

議長 委員15名中、14名出席しておりますので、総会は成立しております。  
定足数に達しておりますので、これより令和4年度第5回農業委員会定例総会を開会  
いたします。それでは議事に入ります。

初めに、議事録署名人の指名ではありますが、本日は、13番市原委員と14番平山  
委員を指名します。両委員、宜しくお願いいたします。

また、本日の会議書記には事務局の小川主査を指名します。

なお、発言につきましては、議長の指名後をお願いいたします。審議の過程を詳細  
に議事録に記録しなければなりませんので、議事の進行にご協力をお願いいたしま

す。

また、個人情報保護の観点から申請者の氏名、住所など個人が特定される発言はご  
遠慮いただくようお願いいたします。

それでは審議に入る前に事務局より本日の議案の説明をお願いします。

事務局　それでは、本日の議案についてご説明申し上げます。議案書の1ページをお願いいたします。本日の議案は、5議案でございます。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、2件、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、10件、議案第3号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について、2件、議案第4号、農業経営改善計画について、再認定が3件、議案第5号、農用地利用集積計画について、利用権設定が4件となります。

農地法に係る議案の現地調査につきましては、令和4年7月27日午前9時より、1班の大木委員、秋山委員、細谷委員、斉藤委員、篠崎委員にご出席いただき、実施いたしました。以上、ご報告申し上げます。

議長　それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について審議に入ります。申請番号1について、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番　番号1について説明します。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、堀上字中須の田、現況は畑383平方メートルの農地です。申請理由は、譲渡人は農業経営縮小のため、譲受人は農業経営拡大のためです。営農計画においては、黒大豆の作付けを予定しています。7月27日に現地を確認したところ、特に問題となるような状況は見られませんでした。申請書類を確認したところ、譲受人は3条許可基準を満たしており、必要な書類も全て整っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議長　次に、申請番号2につきまして、細谷委員より意見発表をお願いいたします。

4番　番号2について説明いたします。本件は、農地法第3条の規定による所有権移転の申請です。申請地は、宮と殿廻で、田32筆18,595平方メートル、畑5筆3,314平方メートル、合計37筆21,909平方メートルの農地です。夫から妻への贈与であり、7月28日に双方に話しを伺い問題ないと思われます。必要な書類も全て整っていることから、問題ないと判断します。以上です。

議長　担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局　議案書の4ページから5ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買に伴う所有権移転の申請です。場所は、嶺南幼稚園の東、約250メートルに位置しています。譲渡人は農業経営縮小のため、隣接地を所有する譲受人に売却することになったものです。3条許可基準への適合ですが、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われます。

申請番号2は、贈与に伴う所有権移転の申請です。場所は、宮に36筆、殿廻に1筆が位置しています。譲受人は、譲渡人と長年同居し、内縁関係にありますが、引き続き農業を続けていきたいとの強い意向があることから、譲渡人との合意により贈与

を受けるため本申請に至ったものです。3条許可基準への適合ですが、農業経営実施計画書が提出されており、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願

議長 事務局の補足説明が終わりました。ご質問やご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思

います。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願

います。(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決

されました。次に、議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について審議に入

ります。申請番号1につきまして、秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号1について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は、砂古瀬字前野、田3筆で合計632平方メートルの農地です。転用の目的は、介護福祉施設の多目的広場です。造成は、埋立て等は行わず整地のみです。排水計画は、汚水は無し、雨水は自然浸透です。申請に必要な書類は全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号2につきまして、同じく秋山委員より意見発表をお願いいたします。

2番 番号2について説明いたします。本件は、農地法第5条の規定による転用を伴う所有権移転の申請です。申請地は、西福俵字一丁目、地目は畑、面積は184平方メートルの農地です。転用の目的は、専用住宅1棟の建築です。造成は、整地のみです。排水については、汚水は本下水道に接続し、雨水は敷地内処理します。申請に必要な書類は全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議長 次に、申請番号3につきまして、大木委員より意見発表をお願いいたします。

1番 番号3について説明します。本件は、農地法第5条の規定による所有権移転を伴う転用の申請です。申請地は、田間土地区画整理地内で、所在は田間二丁目、地目は畑、面積は242平方メートルの農地です。転用の目的は、診療所1棟の建築です。造

成は、整地のみです。排水については、雨水は市道の側溝に放流、汚水は公共下水道に接続する計画です。申請に必要な書類も全て整っており、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号4から6につきまして、篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9 番 番号4から6については関連ですので、一括して説明いたします。本件は、一時転用に伴う賃貸借権の設定の申請です。申請地は、山口字諏訪下の田3筆、145.09平方メートルの農地です。転用の目的は、YO送水管内面更生工事の作業用地の確保です。申請に必要な書類も揃っており、7月27日に現地を確認したところ、特に問題となるようなことはないため、許可相当と判断します。以上です。

議 長 次に、申請番号7から10につきまして、同じく篠崎委員より意見発表をお願いいたします。

9 番 番号7から10については関連ですので、一括して説明いたします。本件は、一時転用に伴う使用貸借権の設定の申請です。申請地は、小野字南小野台の畑4筆、2,488.93平方メートルの農地です。転用の目的は、砂利採取用地の確保です。7月27日に現地を確認したところ特に問題はなく、事業計画書によると近隣農地への対策も施されており、許可に必要な書類も揃っていることから、許可相当と判断します。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の6ページをお願いいたします。

申請番号1は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、福岡こども園の東、約200メートルに位置しています。転用の目的は、介護福祉施設用地で、多目的広場の一部として転用するものです。立地基準につきましては、申請地は、土地改良事業施行区域内の農地であることから、第1種農地に該当すると判断されますが、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1を超えないため、第1種農地の例外許可事由に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額自己資金により賄う計画であり、残高証明書が添付されております。

申請番号2は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、大和地区コミュニティセンターの南西、約100メートルに位置しています。転用の目的は、専用住宅用地です。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、金融機関からの融資により賄う計画であり、融資証明書が添付されております。

申請番号3は、売買による所有権移転を伴う転用の申請です。場所は、ふれあいセンターの南西、約380メートルに位置しています。転用の目的は診療所用地で、隣接する既存の診療所の別棟を建設しようとするものです。立地基準につきましては、申請地は土地区画整理事業の施行済区域内にありますので、第3種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号4から6は、工事に伴う一時転用の申請です。場所は、大和地区コミュニティセンターの西、約1キロメートルに位置しています。転用の目的は、譲受人が管理する送水管の維持管理工事のための作業用地として一時転用しようとするものです。立地基準につきましては、申請地は、農用地区域内にある農地ですが、仮設工作物の設置等一時的な利用に供するために行う事業で、事業目標達成のために農地を一時的に利用することが必要と認められることから、例外的に許可し得る農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

申請番号7から10は、砂利採取事業に伴う一時転用の申請です。場所は、丘山地区コミュニティセンターの南、約350メートルに位置しています。転用の目的は、砂利採取用地です。立地基準につきましては、申請地は、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、許可となりうる農地です。所要資金につきましては、全額、自己資金により賄う計画となっており、残高証明書が添付されています。

補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請の承認について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第3号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について審議に入ります。はじめに事務局より説明をお願いします。

事務局 本議案につきましては、裁判所が行う農地の競売に参加する際に必要となる買受適格証明書の交付請求に対し、願出人が農地法第3条の許可基準を満たしているか否かを審査していただくものでございます。願出人が買受適格証明書の交付を受け、落札者となった場合は、農地法第3条の許可申請書が提出されることとなります。この場

合、再度総会に諮ることなく、許可書を交付することになりますので、ご了解願います。

説明は以上です。

議 長 それでは、申請番号1につきまして、斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5 番 本件は、農地の買受適格者証明願です。申請地は、家之子字谷山の畑7, 325平方メートルの農地です。買受者は、3条許可基準を満たしており、山武市農業委員会の耕作証明書も添付されています。取得後は、野菜や植木の栽培を予定しています。7月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。以上です。

議 長 次に、申請番号2につきまして、同じく斉藤委員より意見発表をお願いいたします。

5 番 本件は、農地の買受適格者証明願です。申請地は、家之子字荒蒔の田2筆で、合計2,042平方メートルの農地です。買受者は、3条許可基準を満たしており、取得後は、稲作を予定しています。7月27日に現地を確認しましたが、特に問題となるような状況は見られませんでした。以上です。

議 長 担当委員の意見発表が終わりましたので、事務局の補足説明を求めます。

事務局 議案書の8ページをお願いいたします。

申請番号1は、家之子の畑、1筆、面積7,325平方メートルの案件です。場所は、千葉県農業大学校の北西、約800メートルに位置しています。証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、申請人は、九十九里町在住ですが、山武市に農地を所有しており、山武市農業委員会が交付した耕作証明書が添付されています。経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。申請番号2は、家之子の田、2筆、合計面積2,042㎡の案件です。場所は、公平地区コミュニティセンターの東、約550メートルに位置しています。証明願に添付された3条許可審査書類によりますと、経営面積、従事日数、機械の保有状況等については問題ないと思われま

す。補足説明は以上です。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議 長 事務局の補足説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第3号、農地の競売に対する買受適格証明願の承認について、原案どおり賛成

の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。  
次に、議案第4号、農業経営改善計画について審議に入ります。農政課より説明願います。

農政課 それでは説明をさせていただきます。農業経営基盤強化促進法第12条第4項の規定によりまして、意見を求めた案件は再認定3件でございます。

1件目をご説明いたします。1枚目をお願いいたします。こちらは堀上の方です。営農類型は水稻です。主な改善計画についてですが、所有している高馬力のクローラ型トラクターで作業効率を高め、経営面積の拡大を図るとともに、経営管理の合理化をするための研修会へ参加しコストの削減を図ります。3枚目をお願いいたします。機械につきましては、トラクター、コンバイン、田植機、トラック、乾燥機、籾摺り機、選別機の導入、更新です。

続いて2件目をご説明いたします。1枚目をお願いいたします。こちらは二之袋の方です。営農類型は施設花きです。主な改善計画についてですが、暖房機を高効率な機械に更新したり、ハウスの改修により作業効率を改善し、経費を削減したり、出荷期間を拡大、分散させ、年間を通して栽培し、生産量を増加させるものです。3枚目をお願いいたします。機械につきましては、暖房機、冷房機の更新です。

続いて3件目をご説明いたします。1枚目をお願いいたします。こちらは松之郷の方です。営農類型は果樹類、ブドウです。主な改善計画についてですが、天候に左右されないよう、安定した収穫を得るためにハウスを取り入れて品種による偏りを改善するために新品種の導入を図ります。3枚目をお願いいたします。機械につきましては、トラクター、スピードスプレーヤー、ショベルカー、トラック、バックホー、フォークリフトの導入・更新です。

以上、再認定3件の申請内容を説明させていただきましたが、これらの計画内容は、農業経営基盤強化促進法第12条第4項の各要件に該当しておりますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

議長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。  
議案第4号、農業経営改善計画について原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

次に、議案第5号、農用地利用集積計画について審議に入りますが、農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与の制限に関する案件がございますので、11番吉井委員は退室をお願いいたします。  
一時休憩します。

(吉井委員退室)

議 長 それでは、再開します。農政課より説明願います。

農政課 議案第5号、農用地利用集積計画についてご説明申し上げます。別冊の「令和4年第8次農用地利用集積計画(案)」をご覧ください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による「令和4年第8次農用地利用集積計画」についてお諮りします。利用権の設定、4件、面積合計9,336平方メートル、内訳、10年4件、面積合計9,336平方メートルです。1ページが10年の中間管理機構を通しての利用権設定管理台帳で2ページから10ページが農地の出し手、受け手より提出のあった農用地利用集積計画各筆明細書です。更新で荒生の認定農業者へ貸付となっております。1番、2番は更新で同じ東中の認定農業者へ貸付となっております。3番は更新、4番は新規で同じ田間の農業者へ貸付です。利用権の設定を受ける者の農業経営状況は11ページに記載しております。こちらは農家台帳の情報を基に作成しております。

以上の計画の内容は経営面積、従事日数、経営意欲、青壮年の後継者など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件に該当すると判断しました。

利用集積計画による案件は以上となります。ご審議の程宜しくお願いいたします。

議 長 農政課の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 異議なしとの声がありましたので、採決に移りたいと思います。

議案第5号、農用地利用集積計画について、原案どおり賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 ありがとうございます。賛成全員により原案どおり可決されました。

一時休憩します。

(吉井委員入室)

議 長 再開します。



次に、報告第1号から第2号について、事務局から説明願います。

事務局 議案書の11ページをお願いします。

報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知について」です。6月26日から7月25日までに受付した案件は1件で、賃借権を双方合意にて解約したものです。

12ページをお願いします。

報告第2号「地目変更登記申請に係る登記官からの照会報告について」です。5件の照会があり、現地調査を7月8日と7月23日に実施いたしました。現地調査の結果、いずれも農地への復元が困難な状況であると判断し、「非農地」で回答したものでございます。

報告事項については、以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。ご意見等ございますでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

議長 無ければ、以上で、本定例総会に提出された案件はすべて終了しました。これをもって、閉会といたします。ご苦勞様でした。

令和4年8月5日